

出雲市省エネ家電買替支援事業補助金交付要綱

(令和 8 年出雲市告示第 207 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている市民の生活を支援するとともに、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減や二酸化炭素排出量の削減を図るため、省エネ家電への買替を行う者に対し、出雲市省エネ家電買替支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、出雲市補助金等交付規則(平成 17 年出雲市規則第 38 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補助対象機器)

第 2 条 この要綱において補助金の交付対象となる「省エネ家電」は、次の各号に掲げるもので、市内の店舗(インターネット及び通信販売を除く)で購入する新品のものをいう。

- (1) エアコン 日本産業規格(JIS 規格)C9901 に基づく省エネルギー基準達成率(以下「省エネルギー基準達成率」という。)が 100 パーセント以上(目標年度 2027 年度)のもの
- (2) 電気冷蔵庫 省エネルギー基準達成率が 100 パーセント以上(目標年度 2021 年度)のもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 自ら居住する市内の住宅に設置している既設のエアコン又は電気冷蔵庫を撤去し、これに代わるものとして、前条各号に掲げる省エネ家電を当該住宅に設置すること。
- (4) 前号の既設家電を、特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。)に基づき適正に処分していること。
- (5) 出雲市暴力団排除条例(平成 23 年出雲市条例 155 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、省エネ家電の購入費とする。ただし、次に掲げる費用は除く。

- (1) 消費税及び地方消費税の額
- (2) 設置工事に係る費用

(3) 既存機器の処分に係る費用

(4) クーポン券、ポイント等の利用分

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費が3万円を下回る場合は、補助対象としない。

3 国又は県等が実施する他の補助金等の交付対象となる省エネ家電については、補助対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、省エネ家電1台につき3万円とする。

2 補助金の交付は、補助対象者が属する世帯につき1回限りとし、省エネ家電1台を限度とする。

(事前申込)

第6条 補助金の交付を希望する者は、あらかじめ市長が別に定める期間内に、省エネ家電買替支援事業補助金事前申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みは、予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日に提出されたものについては、抽選により申込の順序を決定するものとする。

(補助金の交付の内定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金交付内定者を決定し、省エネ家電買替支援事業補助金交付内定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、要件を満たさないと認められる者又は前条第2項の抽選の結果、落選となった者に対しては、省エネ家電買替支援事業補助金対象外通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(購入及び設置)

第8条 補助金交付内定者は、前条第1項の規定による交付内定通知書に記載の通知日以後に省エネ家電を購入し、市長が別に定める期限までに設置しなければならない。

(内定の辞退)

第9条 補助金交付内定者は、補助金の交付申請を行う前に、省エネ家電の購入又は設置を取りやめるときは、省エネ家電買替支援事業補助金交付内定辞退届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付申請等)

第 10 条 補助金の交付を受けようとする補助金交付内定者は、市長が別に定める期間内に、省エネ家電買替支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第 5 号)(以下「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 購入費等の支払を証する書類(宛名、購入金額、購入日、省エネ家電の製品名(型番)及び販売店名が記載されているものに限る。)の写し
- (2) 製造事業者が発行した補助対象機器の保証書の写し
- (3) 納品書や配送伝票など設置場所が確認できる書類の写し
- (4) 家電リサイクル券(家電リサイクル法第 43 条第 1 項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。)の排出者控えの写し
- (5) 振込先の口座情報がわかる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第 5 号に掲げる書類の名義は、原則、申請者名義のものとする。ただし、申請者名義の口座への振込みが困難な場合は、申請者と同居する世帯員に受領権限を委任し、申請書兼請求書に委任状を添付することにより、当該世帯員名義の口座に振り込むことができる。

3 補助金交付内定者が、第 1 項に規定する期間内に申請書兼請求書を提出しないときは、交付内定は取り消されたものとみなす。

(交付決定等)

第 11 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、省エネ家電買替支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第 6 号)により通知し、補助金を交付するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、省エネ家電買替支援事業補助金不交付決定通知書(様式第 7 号)により通知するものとする。

(実績報告の省略)

第 12 条 市長は、規則第 19 条の規定により規則第 11 条に規定する実績報告の手続を省略するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第 13 条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 14 条 交付決定者は、補助対象機器について、補助金の交付決定の日から起算して 6 年間、これを譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、天災その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(報告)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し補助対象機器の使用状況について、報告を求めることができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 13 条から第 15 条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

省エネ家電買替支援事業補助金事前申込書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

省エネ家電買替支援事業補助金交付内定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

省エネ家電買替支援事業補助金対象外通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

省エネ家電買替支援事業補助金交付内定辞退届

[別紙参照]

様式第 5 号(第 10 条関係)

省エネ家電買替支援事業補助金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

省エネ家電買替支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 11 条関係)

省エネ家電買替支援事業補助金不交付決定通知書

[別紙参照]